

迎春

Contents

新年のごあいさつ	②~③	税インフォメーション	⑫
INFORMATION きそさき	④~⑥	こんにちはは保健師です	⑬
生活のミニ情報	⑥~⑦	保健衛生のコーナー	⑭
教育委員会だより	⑧~⑪	1月のお知らせ等	⑮
警察署コーナー	⑪	カレンダー	⑯



新年のごあいさつ



木曾岬町長

加藤 隆

新年あけましておめでとーございませう。皆さまには穏やかな新春を迎えられ謹んでお慶びを申し上げます。

平素は、町政の推進に深いご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。

昨年来が国は復旧復興と防災減災対策に全力をあげる中、外交防衛や原発問題ならびに、消費税増税と社会保障やTPP問題などを争点に衆議院総選挙が行われ、国民は再び政権交代を選択しました。

新年が平和で明るい希望の年となる事を願うものであります。

また、昨年は京都大学の山中伸弥教授のノーベル賞受賞という明るい話題やロンドンオリンピックとパラリンピックでの熱戦や出場選手の活躍に感動し、中でも女子レスリングの吉田沙保里選手の金メダル三連覇の偉業達成と三重県民初の国民栄誉賞は私たちに大きな勇気と希望を与えてくれました。そうした中、木曾岬町では四十年もの長い間放置されてきた木曾岬干拓地にメガソーラー事業の誘致は長年の念願が叶い何よりも明るい話題であり先人先輩の方々の悲願とご苦勞を思いいますと感慨深いものがあります。

大手商社丸紅(株)の地域貢献に期待し雇用や産業の活性化に繋ぎ木曾岬町の新しい魅力として活かしていきたいと思ひます。

町長就任以来、三重県との連携を大切に鈴木知事にはたびたび来町していただき、知事との一対一対談では防災対策や県境地

の町としての課題と道路整備や交通対策など、一体的な地域づくりについて現地を視察していただきご理解をいただきました。

一方当町では地域づくりや農地・水・保全事業など自治会や地域が主体となったコミュニティ活動は地域防災にも役立つ事業として取り組み、さらには避難所を兼ねる水防センターや複合型施設と防災コミュニティ施設など、安全安心の町づくりを第一に、メガソーラー事業を初め木曾岬町の資源などポテンシャルを活かした町づくりを今年には町民の皆さまの参加をいただいて木曾岬町の将来像を示す第五次総合計画の策定に取り組んで参ります。

輝く未来に向けて木曾岬町の更なる発展と町民の皆さまの暮らしを守る為に全力で町政の推進を図って参りたいと存じます。何卒、町政への温かいご理解とご協力をお願い致します。

本年が皆さまにとりましてより良き幸せな年であります様にご祈念申し上げます。年頭にあたってのごあいさつと致します。



木曾岬町議会議長

伊藤好博

新年あけましておめでとう、ございます。

平成二十五年の年頭にあたり、謹んで新春のごあいさつを申し上げます。町民の皆さま方には、ご家族おそろいで新年をお迎えのこと心よりお慶び申し上げます。

また、平素より議会活動には格別のご支援とご理解、ご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

昨年を振り返りますと、国政において野田政権の解散、第四十六回衆議院議員選挙突入、新政党を含む多数政党の中、明日の

日本国を何処へ導かれるのか、私たちの願いを的確に国政、県政、町政へと反映させていただくことを願うところです。我々有権者はしっかりと見据えなければならないと思います。

また、木曾岬町においては県の事業ではありますが、三重県六十二ha、愛知県十六ha、合わせて七十八haの貸付にて木曾岬干拓地へのメガソーラー設置が発表され、事業者は東京都に本社を置く大手商社の丸紅(株)と決定されたところです。稼働は平成二十六年十月より発電運転を開始することです。長年待ち望んだ干拓の土地利用がスタートとなり、大いに期待するところであります。

こうした中、町議会においては執行トップと緊張関係を保ち、活発な議論を行い、政策の決定、監視、評価を行なう議会本来の使命を十分に果たし、住民の為の行政の確立を目指し、地方自治、住民の意思を基本とする住民自治を大切に本年も全力で取り組みます。

防災対策、環境対策、農地の保全、土地利用、道路、公園整備、産業、雇用対策と

課題は山積していますが、若者の定着、安全安心に暮らせる活力ある町づくりに向け、議員総結集で町民皆さまの協力のもとに、一歩一歩堅実に歩んで参りたいと思っております。ご支援を賜りますようお願い致します。

結びに、本年が皆さまにより良い一年になりますよう、ご祈念申し上げます、新年のごあいさつとさせていただきます。



平成25年度 木曾岬町 消防出初式開始時間変更のお知らせ

広報きそさき平成24年12月号でお知らせしました、木曾岬町消防出初式につきまして、開始時間が変更になりましたので、お知らせします。

日時／1月6日(日) 午前10時から

なお、開催場所は従来通り木曾岬小学校校庭（雨天時は町体育館）にて行います。皆さま、ぜひお越しください。

●問合せ先／役場 総務課 消防係 ☎0567-68-6100

INFORMATION

きそさき



桑名都市計画変更案 の縦覧

都市計画変更案について、都市計画法第17条の規定に基づき次のとおり縦覧を行います。

●対象となる都市計画

桑名都市計画都市計画区域の整備、開発および保全の方針の変更

桑名都市計画区域区分の変更

●縦覧期間

1月18日(金)から2月1日(金)までの執務時間内

●縦覧場所

三重県県土整備部 都市政策課

(県庁4階)

木曾岬町役場 総務企画課

(役場2階)

●意見書の提出

都市計画変更案について、意見のある方は縦覧期間内に意見書を提出することができます。

●問合せ先

三重県県土整備部都市政策課

☎059-224-2718

役場 総務企画課

☎68-6101

選挙投票立会人を募集します

木曾岬町選挙管理委員会では、選挙の投票所において公正な投票が行われるよう立ち会っていただく投票立会人を募集しています。投票立会人は、当日の各投票所での立会人と期日前投票所での立会人があります。申込みによって登録された方は選挙ごとに優先して立会人に選任されます。

●業務内容／投票日当日の投票所または期日前投票所において、投票が公正に行われているかどうかを見届けることが主な業務となります。

立会の種類	投票日当日の各投票所での立会い	期日前投票所での立会い
立会場所	いつも投票を行っている投票所 (選挙人名簿に登録された投票所)	期日前投票所 (木曾岬町福祉・教育センター)
立会日	投票日当日	期日前投票期間(告示日翌日～投票日前日) の内、希望する日
立会時間	投票時間(7:00～20:00)	投票時間(8:30～20:00)
報酬	10,700円/日 規定の源泉所得税を控除します。	9,500円/日 規定の源泉所得税を控除します。

●応募資格／木曾岬町にお住まいの20歳以上で選挙権があり、町選挙管理委員会が認めた方

●応募方法／「投票立会人登録申込書」を木曾岬町選挙管理委員会(木曾岬町役場総務企画課内)に提出してください。(申込書は窓口にて用意しています)

●募集期間／随時受付けています。

●問合せ先／木曾岬町選挙管理委員会事務局(役場総務企画課内) ☎68-6100 FAX68-3792

“羽川英樹さん” 講演会のお知らせ

町では木曾岬町人権・同和教育研究協議会と共催し「身の回りにある人権問題に気づき、自らの問題としてみんなで考えるきっかけとなること」を目的に、昨年引き続き人権講演会を開催させていただきます。

本年はフリーアナウンサーとして活躍されている羽川英樹さんを講師にお招きし「言葉は魔物・宝物」と題して～言葉ひとつでこう変わる～をテーマに講演していただく予定です。

当日は要約筆記や手話通訳も準備させていただきます。多くの方々のご参加をお待ちしていますのでお誘い合わせの上、ご来場ください。



記

- 開催日時／2月24日(日)
午後1時～3時まで
※受付12時30分～
- 開催場所／ふるさと創生ホール
- ※入場は無料で、要約筆記や手話通訳あります
- 問合せ先／役場 住民課 ☎68-6103



●問合せ先
役場 住民課
☎68-6103
四日市年金事務所
☎059-3353-5513

新成人のみなさん おめでとうございます

●20歳になったら国民年金

国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、国民年金の保険料を納めることとなります。

●国民年金(基礎年金)

3つのメリット

- 1、老後を支えます
老齢基礎年金
- 2、病気やけがで障害の状態になったときに支えます
障害基礎年金

- 3、加入者が亡くなったとき、子のある配偶者、子を支えます
遺族基礎年金

●世代と世代の支え合いの仲間入り

公的年金制度は、現役世代が納める保険料で高齢者の方の年金を負担するという「世代と世代の支え合い」が基本です。

●「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

収入などがなく保険料の支払いが困難な場合は、「学生納付特例制度」(学生のみ)、「若年者納付猶予制度」(30歳未満)など

の保険料納付猶予制度があります。
★「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

★「若年者納付猶予制度」

学生でない30歳未満の方で、

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

どちらの制度も、承認された期間には老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。しかし、収入を得られるようになり保険料の納付が可能となった時に「追納制度」をご利用いただければ、将来受け取る年金を増額することができます。

「こころの健康相談のご案内」

「なんだかやる気が出ない」「一人で考えるのがしんどい」「ずっと眠れていない」と感じる方。「なぜか人との関係がうまくいかない、トラブルになってしまおう。」なども振り回されてしまおう。」なども抱えている方、また、周りの方も対応方法をご相談ください。

突然病院へ行くのはちよつと：という方、病院へ行っているけれど不安があり話を聞いてほしいという方はひとりで抱え込まず話に来てください。

また、認知症のご家族への対応についてのご相談も増えています。

専門医によるこころの健康相談を行います。

●日程

1月23日(水)

午後1時30分～午後3時30分

●場所

木曾岬町保健センター

※相談は予約制(1人30分)です。

プライバシーは守ります。

※ご希望の方は、保健センター(☎

68-6119) 保健師まで

「歯にやさしいおやつ作り」

親子で楽しくクッキングしながら、幼児期に必要な栄養やおよつこのポイントについて学びましょう。

●日時

2月13日(水) 午前10時～

●場所

保健センター

●対象

1歳～4歳の子どもを持つ保護者

●定員

20組(当日は託児あり)

●参加費

1組200円

●持ち物

エプロン、三角巾、布巾、子ども用の皿、子ども用のコップ、子どもスリッパ

●申込方法

2月5日(火)までに

役場 福祉健康課(☎68-6104) 管理栄養士または子育てサロン保育士までお電話もしくは窓口までお申し込みください。(定員になり次第締め切ります。)

木曾岬町社会福祉協議会 登録ホームヘルパー 募集!

随時受け付けます

在宅で生活する介護の必要な高齢者や障がい者のお宅を訪問し、ケアプランに添った介護サービスを提供していただくお仕事です。資格を活かしたい方、ライフスタイルに合わせて仕事をしたい方、一緒に働きませんか?

●資格

・ホームヘルパー2級または介護福祉士

・普通自動車運転免許

●年齢

64歳以下の方

●給与等

登録ホームヘルパーの雇用などに関する就業規則による

●応募方法

履歴書および資格証明書(写し)を持参

●申込・問合せ先

木曾岬町社会福祉協議会

木曾岬町和泉303-3

(輪心乃里内)

☎68-2760

生活の ワン情報

桑名市消防本部からのお知らせ

甲種防火管理再講習の開催について

高度な防火管理を必要とする、比較的大規模な防火対象物の防火管理者は、5年以内に一度、再講習を受講することが義務付けられています。桑名市消防本部では、「甲種防火管理再講習」を、次のとおり開催しますので、再講習が必要な方は、必ず受講してください。

記

●開催日時

2月8日(金)

午前9時から11時まで

●対象者

劇場・飲食店・百貨店・ホテル・病院など不特定多数の人が出入りする建物のうち、建物全体の収容人員が30人以上の防火管理者で過去5年以内に講習、再講習を受講していない防火管理者。(平成20年3月31日以前に受講した者)

●講習場所

桑名市大字江場7番地

桑名市消防本部2階研修室

- **受講料**
受講料は無料、但し講習テキスト代
1,500円必要（講習当日集金）
- **受講手続**
受講希望者は、消防本部および最寄りの消防署、消防分署で「受講申込書」を受け取り、必要事項を記入、捺印し、甲種防火管理講習修了証の写しを添えて申し込んでください。
- **受付期間**
1月8日（火）～1月25日（金）
- **受付場所**
桑名市消防本部および最寄りの消防署、分署
- **募集人員**
80名（定員になり次第、締切り）
- **問合せ先**
桑名市消防本部予防課
☎0594-24-5279

家事事件手続法の施行を 迎えて

— 家事事件の手続が
新しくなります —

家事事件手続法が、平成25年1月1日から施行されます。

● 家事事件手続法とは？

家事事件（家事審判および家事調停に関する事件）の手続を定める法律です。国民に利用しやすく現代社会

に適合した家事事件の手続を定めるために新たに制定されました。

※家事審判：裁判官が様々な資料に基づいて判断し決定する手続
※家事調停：裁判官1人と調停委員2人以上で構成される調停委員会が、当事者双方から言い分を十分に聴きながら、話し合いを行う手続

● 新しく設けられた制度

- いくつかご紹介します。
- 原則として、申立書の写しが相手方に送付される。
- 事件の当事者であれば、家事審判事件の記録を見たりコピーしたりすることが、原則として許可される。
- 電話会議・テレビ会議システムを利用することができる。

● 施行日

平成25年1月1日から施行されます。ただし、家事事件手続法が適用されるのは、施行日（平成25年1月1日）以降に申し立てられた家事事件です。

● 家事事件の手続について、詳しくお知りになりたい方は

- 裁判所ウェブサイトを
<http://www.courts.go.jp/>
- お近くの家庭裁判所の家事手続案内をご利用ください。
- ※全国の裁判所の所在地・電話番号
http://www.courts.go.jp/map_tel/index.html

債務を整理するための 裁判所の手続について

個人である債務者が、借り入れなどにより債務が増えたり、収入が減ったりして、約束どおり支払うことが困難になることがあります。

このような場合に、債務を整理するための裁判所の手続として、特定調停、個人再生、破産の手続などがあります。今後も支払いを続けられるか、話し合いで解決できそうかなどの事情により手続を選択することができます。



話し合いによる解決

↓

特定調停手続

債権者との話し合いにより、返済方法を見直す手続です。調停委員会が手続に関与し、合意に向けた調整をはかります。

法律に定められた手続による債務の整理

↓

<p>個人再生手続</p> <p>債務者が、法律で定められた一定額以上の支払計画を立てる手続です。その計画を裁判所が認めれば、計画に従った支払いをすることができます。</p>	<p>破産手続</p> <p>債務者の財産をお金に換えて債権者に分配する手続です。併せて、支払義務を免除する免責手続を利用することもできます。</p>
--	--

特定調停、個人再生および破産の各手続に関する説明は、裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) で見ることができます。

福祉・介護の就職フェア

福祉・介護の仕事をお探しの方を対象に、就職セミナーと就職相談会を開催します。

● 日 時

1月19日（土）

午前10時30分～12時

就活応援セミナー

「内定がでるには理由がある。」

講師 (株)アイテム 人と仕事研究所

小野山哲朗氏

午後1時～4時

福祉・介護の就職フェア

● 会 場

三重県社会福祉会館

(津市桜橋2丁目131)

● 対 象

一般・学生

※セミナーのみ事前申込が必要です。

託児室あり（予約制）。

● 申込・問合せ先

三重県社会福祉協議会

三重県福祉人材センター

☎059-227-5160

教育委員会 だより

問合せ先
教育委員会 ☎68-1617

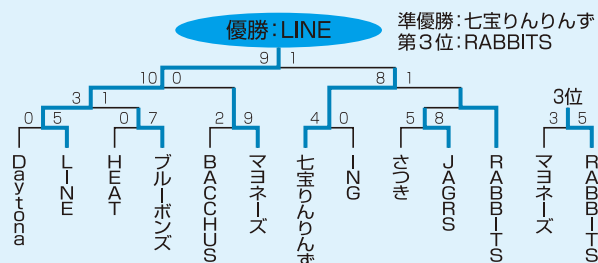
平成24年度 町長杯軟式野球大会結果報告

11月25日(日)・12月2日(日)の2日間、木曾川グラウンドを会場に“平成24年度町長杯軟式野球大会”が開催されました。

今大会は11チームの参加のもとで開催され、各試合とも手に汗握る熱戦が繰り広げられました。

決勝は、「LINE」vs「七宝りんりんず」の初出場チーム同士の対戦となり、好投・強打を見せた「LINE」が9-1で初優勝の栄冠に輝きました。

なお、試合結果は次のとおりです。



保護者や地域と協働した子育て

『何気ない日々の言葉や態度に接しながら、 子どもは成長していく。』

あけましておめでとうございます。2013(平成25)年が始まりました。

今年もよろしくお願いたします。

「なぜ、あの人の子育ては成功し、別の人の子育ては成功しないのか。または、自分はこれだけ努力しているのに、なぜ、自分の子育てはうまくいかないのか。」

といったことで、自分の子育てを振り返るといった経験はないでしょうか。

自分の子育てがうまくいかないことの原因がわからず、子育ての指南書を紐解いたり、成功したといわれる人から話を聞いたりした経験、それでもうまくいかないといった話もよく聞きます。

例えば、「励ましを受けて育った子は、自信を持つ」といった言葉があります。確かに、励まされて伸びていく子はいます。しかしながら、励ましてもなぜか無気力になっていく子もありました。または、ある親が子どもを励ますとやる気になるのに、別の親が励ますと逆に無気力になってしまうといったこともあります。

これが、子育ての難しいところです。

何が問題なのでしょう。その一つは、励ましの言葉や態度ではなく、『その言葉や態度に隠されている心』『どのような心で励ますのか』ということと、その繰り返しではないでしょうか。

子どもに関心もち、心から励ます、繰り返し励ますことが、子どもの心の成長にはとても重要であり、このことから、同じような言葉や態度で励ましても、子育てがうまくいく人と、うまくいかない人がいるのでは、…と考えます。

毎日の生活において、子どもに接する私たち大人の言葉や態度が、子どもの心に、毎日少しずつ影響を与えているということです。それは、空気みたいなものです。その空気を吸って子どもは育っているのです。

私たち大人の日常のふとした行動、何気ない言葉や態度に接しながら、子どもは成長していくということを自覚し、意識して子育てをしていくことが、子どもの「生きる力(自立する力、共に生きる力)」を伸ばしていくことに繋がるのではないかと思います。

北勢地域町民スポーツ決勝大会が開催されました！

11月4日(日)・11日(日)の両日、東員町を会場として、『第8回北勢地域町民スポーツ決勝大会』が開催されました。

この大会は北勢地域の5町(東員町・菰野町・朝日町・川越町・木曾岬町)の体育協会が主催するもので、各町の町民大会優勝チームのみが参加できる決勝大会です。

野球の部では、昨年度同大会で見事優勝を収めた“RABBITS”が木曾岬町代表として出場し2年連続の優勝を目指しましたが、予選ブロック2試合とも激戦の末どちらも1対1の引き分けとなり、惜しくも決勝進出を逃しました。

また、ソフトボールの部に出場した木曾岬町代表の“しらさぎ”は試合終盤に猛烈な追い上げを見せましたが惜しくも敗れ、予選ブロック3位という結果でした。



野球の部
木曾岬町代表 RABBITS



ソフトボールの部
木曾岬町代表 しらさぎ

第15回ファミリーグラウンドゴルフ大会が開催されました！

11月18日(日)グルービーパーク木曾川を会場に体育協会主催による“ファミリーグラウンドゴルフ大会”が開催されました。

大会はジュニアの部、一般の部の2部門で行われ、両部門合わせて35名の方に参加していただきました。子どもから高齢者の方までが気軽に参加できる種目ということもあり、親子での参加も多く、和気あいあいとした雰囲気の中、競技が行われました。

なお、試合結果は次のとおりです。

試合結果 (敬称略)	一般の部	優勝：白木 敏夫
		準優勝：沢口 邦広
		第3位：伊藤 隆之
ジュニアの部	優勝：富田 笙太	
	準優勝：宮崎 達哉	
	第3位：坪田 琉志	



一般の部



ジュニアの部

運動会を通じて地域間交流！

11月11日(日)、多度中学校体育館を会場に“平成24年度桑名ふれあい運動会”が開催されました。

この大会は旧桑名郡の各体育協会で構成する桑名ふれあい実行委員会が主催するもので、今年の運動会には桑名郡市に在住・在勤の方、111名の参加があり、大玉運びリレーなどの9種目を行いました。

参加者は在住市町に関係なく、“赤”“青”“黄”チームに分かれ、運動会を通じて地域間交流をはかるとともに、小学生からお年寄りまで参加できることから世代間の交流もはかることができた大会となりました。



木曾岬ラッキーキッズ “第11回富山きときと杯” Goodチーム賞！

11月に富山県において、14の都道府県から28チーム参加のもと「第11回富山きときと杯」が開催されました。

ドッジボールの正式人数は12名であり、ラッキーキッズは当日選手が8名しかいなかったため本来であれば出場できませんでしたが、過去からの実績などを加味し特別に8名にて参加させてもらうことができ、他チーム12名ラッキーキッズ8名という非常に不利な中、1人が2人の力を！を胸に最後まで粘り強く戦い、6試合中1勝することが出来ました。会場からは大きな声援・拍手が起こり、「GOODチーム賞」をいただきました。



なお、木曾岬ラッキーキッズでは、新団員を募集しています。小学1年生～6年生までの男女で少しでもドッジボールに興味のある方はぜひ一度見学に来て下さい。木曾岬ラッキーキッズは「一人はみんなのために！みんなは1人のために」を理念に、あいさつの大切さやスポーツを通じた交流の大切さを教えるとともに、各学年にあった練習メニューを行っています。練習は火曜日・木曜日の夕方、土曜日の朝などに行っております。



木曾岬町体育協会主催 “普通救命講習会”参加者募集!!

木曾岬町体育協会では、下記の日程にて普通救命講習会（AED操作含む）を開催します。

当講習会は体育協会関係者以外の方でも、受講していただけるような内容になっていますので、受講を希望される方の応募をお待ちしております。

記

- 開催日時 / 1月27日(日) 午前9時～正午頃
- 会場 / 福祉センター集会室
- 研修内容 / 心肺蘇生・AED操作方法
- 受講料 / 無料

※受講希望者は1月16日(水)までに体育協会事務局
(☎68-1617) までご連絡ください。

松永理瑚さん “第39回桑名地区柔道大会”第3位!

11月3日(土)に桑名市民体育館（三重県）で開催された「第49回桑名市民体育大会柔道競技 第39回桑名地区柔道大会」において、木曾岬町スポーツ少年団柔道教室所属の松永理瑚さん(雁ヶ地在住)が小学2年生の部で、3位という好成績を収められました。

次回の大会では、優勝目指して頑張っていただけることを期待しています。



警察署コーナー



■桑名警察署 ☎(0594)24-0110
■木曾岬駐在所 ☎65-3635

新年明けましておめでとうございます

旧年中は、警察活動に対しご理解、ご協力をいただきありがとうございました。
本年も桑名署員一同、安全で安心な地域社会を実現するため努力してまいります。
皆さまの変わらぬご協力をお願いします。

緊急時 頼れるあなたの 110番 ～1月10日は「110番の日」～

- 110番は、緊急通報用の電話です
緊急対応を必要としない相談などが数多くあり、緊急通報に対する警察の対応に少なからず影響が出ています。110番の目的に沿った正しい利用をお願いします。
- 110番通報時には、次のポイントを要領よく通報してください
① 何があったか ② いつ どこであったのか
③ 犯人は ④ あなたの住所、氏名は
- 携帯電話からの110番は、次のことに注意してください
携帯電話での移動しながらの通報は、通話が途切れたり、聞こえなくなったりします。必ず立ち止まって通話をしてください。
また、県境付近では他府県の警察につながるがあるので注意してください。
- 聴覚障がい者の方は、次の手段をご利用ください
① メール110番：携帯電話のみ(アドレス <http://mie110.jp>)
② ファックス110番：(FAX 059-229-0110)

冬場の交通事故を防止するために

- 歩行者のかたへ
冬場は路面が凍結することがあります。滑りやすい履物を避け歩行には十分注意しましょう。
雨天、夜間などの外出時は、明るい服装や反射材を活用し、自分の存在を車の運転手に知らせるように努めましょう。
- 運転手のかたへ
積雪、凍結があるこの時期は、冬用タイヤを装着するように努め、十分な車間距離を保って急のつく行為を避け、追突、スリップ事故の防止に努めましょう。また年始には初詣客などで交通渋滞が予想されます。心に余裕を持って安全運転に心掛け、交通事故のない良い年にしましょう。
- 自転車利用者のかたへ
自転車も車両です。決められたルールを守り、安全利用をしてください。また、夜間には必ずライトをつけるほか昼間でもトンネル、濃霧の中などはライトをつけましょう。

町内11月の交通事故

()…平成24年累計
●件数/13件(147件) ●死者数/0人(0人) ●負傷者数/2人(27人)

償却資産をお持ちの方は申告が必要です。

申告は**1月31日**まで

会社や個人で工場や商店などを経営しておられる方が、土地や家屋以外でその事業のために用いる機械、器具、備品などを償却資産といいます。

償却資産は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の資産の状況を資産が所在する市町村長に申告しなければならず、固定資産税の課税対象となります。

課税の対象となるもの

- 構築物(煙突、鉄塔、広告塔、路面舗装、外構工事など)
- 機械および装置(旋盤、ポンプなど)
- 船舶
- 航空機
- 車両および運搬具(貨車、大型特殊自動車など)
- 工具、器具、備品(パソコン、測量工具、机・イス、ロッカーなど)

(例) 小売店 (陳列ケース、冷蔵庫、冷凍ストッカーなど)
 飲食店 (厨房設備、レジスター、冷蔵庫、カラオケセットなど)
 医 院 (ベッド、手術台、X線装置、調剤機器など)

課税の対象とならないもの

- 自動車税および軽自動車税の対象となるもの
- 耐用年数1年未満の資産
- ◎ 取得価格が10万円未満の資産で法人税法などの規定により一時に損金算入されたもの(いわゆる少額償却資産)
- ◎ 取得価格が20万円未満の資産で法人税法などの規定により3年以内に一括して均等償却するもの(いわゆる一括償却資産)

(◎の場合であっても、個別の資産ごとの耐用年数により通常の減価償却を行っているものは課税の対象となります。)

【申告期限】 1月31日(木)

(注) 事業は行っているが申告する資産が全く無い場合は、申告書の備考欄に「該当資産なし」と書いて提出してください。

【申告にあたっての注意点】

○ 申告者の利便性の向上をはかるため、平成22年より地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)を利用した受付を開始しています。これにより申告手続きが郵送や窓口に出向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所などのパソコンからインターネットを利用して行うことができます。詳しくは下記エルタックスホームページにてご確認ください。

アドレス <http://www.eltax.jp/>

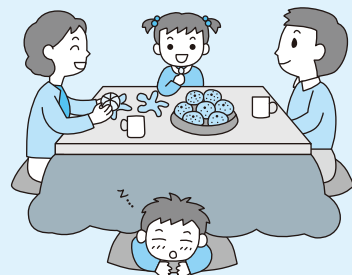
○ 償却資産の申告書については、毎年12月中下旬頃に発送しておりますが、お手元に届かなかった方や、新しく事業を始められた方はお知らせください。

● 問合せ先 / 役場 税務課(償却資産係) ☎68-6102

年が明け、寒さがより一層厳しくなる季節になりました。みなさんは、どのようにして暖をとっていますか？寒い時に湯たんぽやカイロを使うと、暖かくて気持ちがいいと思います。また、ホットカーペットの上に寝転がることも快適で、ついうたた寝をすることもあっていいのではないでしょうか。

しかし、このようなあまり温度の高くないものでも、長時間触れることで「低温やけど」を起こすことがあります。

今回は、**低温やけど**についてお話しします。



●「低温やけど」とは

湯たんぽなどの暖かいものに長時間皮膚が接することでおきます。暖房器具を使用することによって皮膚温が上昇します。その温度が高いほど、低温やけどを起こすまで時間は短くなります。

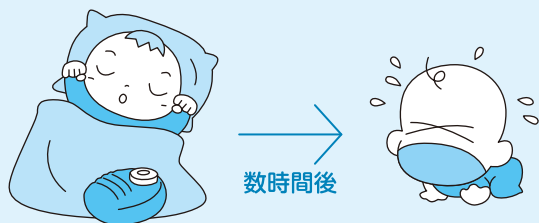
自覚症状に乏しく、気が付いたら皮膚が赤くなっていた、水疱ができていたという場合がとて多いです。表面は軽症に見えても皮膚の深部まで炎症が進行していくため、症状が見た目よりも重くなることもあり注意が必要です。

皮膚の温度と低温やけどになるまでの時間

皮膚の温度	44℃	46℃	50℃
低温やけどになるまでの時間	3～4時間	30分～1時間	2～3分

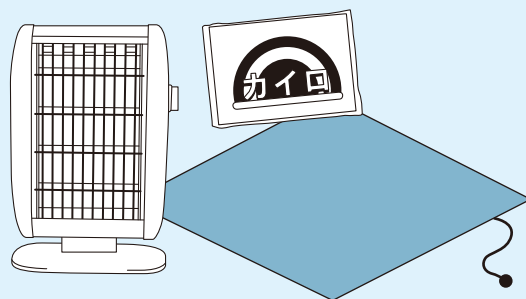
●特に注意!!

- 乳 幼 児：皮膚が薄く、短時間で低温やけどが進行しやすいです。
- 高 齢 者：皮膚が薄いことに加え、加齢により知覚、感覚機能が低下しているため重症化しやすいです。
- 糖尿病の方：知覚や感覚機能が鈍くなっている場合があります。発見が遅れる可能性があります。



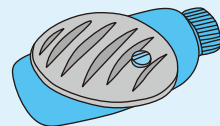
●原因

湯たんぽやカイロ、ストーブ、ホットカーペットなど暖房器具が主です。特に、就寝時には湯たんぽによる低温やけどが最も多いと言われています。最近では、ノートパソコンからの放熱によって低温やけどをおこしたという報告もあります。



●低温やけどを予防するポイント

1. 暖房器具の注意表示をよく読む
2. 暖房器具を長時間同じ場所に触れないようにする。体から離して使用する。
3. 湯たんぽやカイロなどには、適切なカバーをつけ使用する。
湯たんぽのカバーは二重にして使用するとより安全!!



●対処方法

低温やけどの場合、表面だけ赤くなっているなど見た目はたいしたことないと思うことがありますが。しかし、皮膚の深部が損傷していることがあります。やけどや皮膚の変色、痛みなどに気づいたらすぐ医師に診てもらいましょう。

お忘れのないように 保健衛生のコーナー

◆福祉健康課・保健センター／☎68-6104

教室・相談

カウンセリング (予約制)

- 日 程／1月10日(休)、1月24日(休)、1月31日(休)
 - 場 所／保健センター
 - 内 容／ことばや発達の支援、カウンセリング
- ※ご希望の方は、保健師までご連絡ください

すこやか指導室

- 日 時／1月17日(休) 午前10時～11時
- 場 所／保健センター
- 対 象／平成24年6・7月生の乳児
- 持 ち 物／母子健康手帳、問診票

歯っぴい指導室

- 日 時／1月17日(休) 午後1時30分～2時30分
- 場 所／保健センター
- 対 象／平成24年3・4月生の乳児
- 持 ち 物／母子健康手帳、問診票

育児教室

- 日 時／1月24日(休) 午前10時30分～11時30分
- 場 所／福祉教育センター
- 対 象／乳幼児とその保護者
- 持 ち 物／鈴、なわとび、ボール

2歳児はみがき教室

- 日 時／1月24日(休) 午後1時30分～3時頃
 - 受付時間／午後1時15分～1時30分
 - 場 所／保健センター
 - 対 象／平成22年6月～平成22年9月生の幼児
 - 持 ち 物／母子健康手帳、問診票、タオル、お子さん用コップ
- ※お子さん、保護者ともに汚れても良い服装でお越しください。

集団フッ素塗布

- 日 時／①1月24日(休) 午後1時30分～2時30分
②2月7日(休) 午後1時30分～2時30分
- 対 象／①パンダグループ (H22年9・12月、H23年1・5・9月生の幼児)
②ウサギグループ (H22年10月、H23年2・6・7・10月生の幼児)
- 場 所／保健センター
- 持 ち 物／母子健康手帳、問診票、自己負担金500円

発達相談 (予約制)

- 日 時／1月25日(金) 午前9時30分～午後2時30分
 - 場 所／保健センター
 - 内 容／発達検査など
- ※ご希望の方は、保健師までご連絡ください

のびのび指導室

- 日 時／2月1日(金) 午前9時30分～10時30分
- 場 所／保健センター
- 対 象／平成24年10・11月生の乳児
- 持 ち 物／母子健康手帳、問診票、予防接種予診票(3ヶ月児以上、BCG未接種児)

育児相談 (予約制)

- 日 時／1月11日(金)、2月1日(金) 午後1時30分～3時
 - 場 所／保健センター
 - 対 象／乳幼児、保護者
 - 持 ち 物／母子健康手帳
 - 内 容／身体計測、育児・栄養の個別相談
- ※ご希望の方は、保健師までご連絡ください

健 診

1歳半健診・3歳児健診

- 日 時／2月7日(休) 午後1時15分～2時30分
 - 場 所／保健センター
 - 対 象／1歳半健診 平成23年7・8月生の幼児
3歳児健診 平成21年7・8月生の幼児
 - 持 ち 物／母子健康手帳、問診票
- ※3歳児は尿をご持参ください。

1月個別予防接種

BCG

- 対 象／生後3ヶ月～6ヶ月までに

三種混合

- 対 象／生後3ヶ月～

MR(麻しん・風しん)

- 対 象／1期 12～24ヶ月までに
2期 5歳～7歳未満で就学前の1年間に
3期 中学1年生に相当する者
4期 高校3年生に相当する者

日本脳炎

- 対 象／3歳～

※体調のよいときに早めに計画し、受けましょう。

※問合せ先：保健センター (☎68-6119)



救急医療情報

◆地域救急医療情報センター

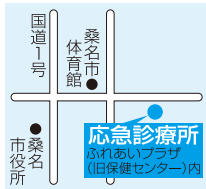
☎0594-23-1199

診察可能な病院を24時間体制で案内します。医療機関の案内を受けたら診察の可否を病院へ確認して受診してください。

◆桑名市応急診療所(桑名市ふれあいプラザ内)

☎0594-21-9916

- 診療科目／内科・小児科
 - 診 療 日／土曜・日曜・祝日
 - 診療時間／午前9:30～12:00 午後1:00～4:00
 - 土曜の夜間／午後8:00～10:00
- ※8月1日より平日夜間診療は休止しています。



子育て相談 専用電話

土・日・祝日を除くAM8:30～PM5:00

子育てに関する相談は
☎68-6119へ(6のハロー119番)

子育てサロン

- 利用できる日 月曜日の午前・午後 火曜日～金曜日の午前
- 1月の子育てサロンのお休み 1月1日(火)～3日(木) 1月11日(金)、21日(月)、2月8日(金) 土・日曜日および祝日

がん検診を 受けられた方へ

今回の検診結果に、「要精検」の文字があった方は、医療機関で必ず、早めに精密検査を受けてください。

女性の悩み相談

北勢福祉事務所の女性相談員による電話相談・面接相談(無料)です。

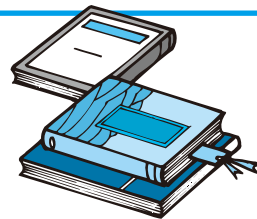
☎059-352-0557

- 月曜日～金曜日 午前9時～午後3時45分
- ※祝日はお休み



図書室だより

北部公民館では、季節のミニコーナーを設置しております。
 今月は下記のとおりです。皆さまどうぞご利用ください。



主な図書 日本を知る・感じる本

『童謡の風景』

合田道人

『きものもるわかりBOOK』

泉二弘明監修

『消える日本の自然』

鷺谷いつみ編

『ふろしき便利帖』

菊田圭子

『知っているとうれしい にほんの縁起もの』

広田千悦子

『寂聴と読む源氏物語』

瀬戸内寂聴

主な児童図書 おしよがつを感じる本

『おせちいっかのおしよがつ』

わたなべあや

『おもちのきもち』

かがくいひろし

『もみのき山のお正月』

渡辺有一

『おばあちゃんのおせち』

野村たかあき

『十二支のお節料理』

川端誠

『十二支のしりとりにえほん』

高島純

教育関連施設開館日のお知らせ

町体育館 体育館シューズを持参の上、お越しください。

◎一般開放日

卓球、バドミントンなど、道具の貸し出しを行っています。
 自由に使用できます。

13日(日) 午前9時～午後4時

27日(日) 午前9時～正午

◎軽スポーツ教室

スポーツ推進委員による軽スポーツ教室を行います。
 インディアカやドッジボール、卓球などを実施しております
 のでぜひ体育館へお越しください。

27日(日) 午後1時～4時

文化資料館

◎開館日

毎週日曜日
 午前9時～午後4時



北部公民館

◎開館日

火～日(祝日を除く)
 午前8時30分～午後5時

中部国際空港よりお知らせ

航空機騒音については
 航空機騒音・テレビ電波障害相談室をご利用ください。

●電話/0569-38-7860(直通)(午前9時～午後6時)

●FAX/0569-38-7859

※時間外は留守番電話にて対応します。

家庭ごみ、資源ごみ収集日程

※収集日程については行事・健康カレンダーをご確認ください。

	A 地区	B 地区
対象地区	新加路戸・上加路戸・中加路戸・大新田・外平喜・近江島・西対海地・田代・脇付・雁ヶ地・福崎・上見入・東見入・下見入・辰高・上和泉・下和泉・中和泉・小和泉・小林・栄・中栄・第2栄	富田子・新富田子・東富田子・豊崎・川先・藤里台・西白鷺川・白鷺・源緑・下藤里・上藤里・松永・南栄・かおるヶ丘・なぎさ台
可燃ごみ	毎週月・木曜日 7日・10日・14日・17日・21日 24日・28日・31日	毎週火・金曜日 4日・8日・11日・15日・18日 22日・25日・29日
不燃ごみ	毎月第1・第3水曜日 16日	
プラスチック製容器包装	毎週水曜日 9日・16日・23日・30日	
粗大ごみ	毎月第2水曜日 9日	毎月第4水曜日 23日
資源ごみ	毎月第4日曜日 27日	

家庭ごみ収集におけるお願い

※ごみ減量にご協力をお願いします。(資源ごみ、廃品回収をご利用ください。)

※生ごみなど水分の多いものは、水切りを十分に行ってください。

※プラスチック製容器包装は分別して専用のごみ袋に入れてください。

1月カレンダー

主な行事	場 所	時 間	備 考
1 火 元旦			
2 水			
3 木			
4 金			
5 土			
6 日	・消防出初式 小学校校庭	午前10時～	雨天の場合は体育館
7 月	・延長役場 ・幼・小・中学校冬季休業日終了 役場 住民課・税務課	午後8時まで	収納・証明業務
8 火			
9 水			
10 木			
11 金			
12 土	・成人式 ふるさと創生ホール	午前10時～	
13 日	・日曜役場 役場 住民課・税務課	午前8時30分～午後5時	
14 月 成人の日			
15 火			
16 水			
17 木			
18 金			
19 土			
20 日			
21 月			
22 火			
23 水			
24 木			
25 金	・心配ごと相談 ・行政相談 福祉・教育センター 福祉・教育センター	午前9時～11時30分 午後1時30分～3時	
26 土			
27 日	・日曜役場 ・軽スポーツ教室 役場 住民課・税務課 町体育館	午前8時30分～午後5時 午後1時～4時	
28 月			
29 火			
30 水			
31 木			

2月カレンダー

1 金			
2 土			
3 日	・木曾岬一周輪中駅伝大会 小学校グラウンド	午前8時30分～	
4 月	・延長役場 役場 住民課・税務課	午後8時まで	収納・証明業務
5 火			

納付をお忘れなく!

1月の納付

- 住民税(1/31納期限) ……第4期分
- 国民健康保険料(1/31納期限) ……第5期分
- 後期高齢者医療保険料(1/31納期限) 第7期分
- 介護保険料(1/31納期限) ……第5期分
- 水道料金・下水道使用料(1/31納期限) ……B地区
- 幼稚園授業料(1/15納期限) ……1月分
- 保育園保育料(1/28納期限) ……1月分

口座振替の方は振替不能とならないよう通帳の残高をお確かめください。

木曾岬町の人口と世帯数 12月15日現在

人口 6,731人 (前月比-33)

男 3,442人 (前月比+5)

女 3,289人 (前月比-38)

世帯数 2,340世帯 (前月比-29)

夜間・休日電話 68-8111
平日夜間17:15～翌日8:30 / 土・日・祝日・年末年始

総務企画課 68-6100 産業建設課 68-6105
68-6101 68-6106

税 務 課 68-6102 出 納 室 68-6107
住 民 課 68-6103 議会事務局 68-6108
福祉健康課 68-6104 教育委員会 68-1617

 ●町のホームページ
<http://www.town.kisosaki.lg.jp/>